

平成25年(ワ)第38号, 同第94号, 同第175号

直送済

平成26年(ワ)第14号, 同第165号, 同第166号 原状回復等請求事件

原告 中島 孝 外

被告 東京電力株式会社 外1名

意見陳述書(被告東京電力の主張の要旨)

平成27年5月8日

福島地方裁判所 第一民事部 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士

同

被告東京電力は、弁論の更新に当たり、本件訴訟における被告東京電力のこれまでの主張の要旨について、以下のとおり申し述べます。

1. 本件訴訟における原告らの損害賠償請求について

本件訴訟は、これまでに提起された6つの事件(平成25年(ワ)第38号事件, 第94号事件, 同175号事件, 平成26年(ワ)第14号事件, 同第165号事件及び同第166号事件)が併合されたものであり、原告らの人数は、合計で3800名以上にのぼります。

本件訴訟の多数の原告らの本件事故当時の住居地は、政府による避難指示等の対象区域とされた「避難指示等対象区域」、また、政府による避難指示等の対象区域ではないものの、原子力損害賠償紛争審査会(審査会)の中間指針追補に基づき定められた「自主的避難等対象区域」、さらには、これらの区域に該当しない他県を含む市町村に及んでいます。

本件訴訟において、原告らはこのような原告らに共通する精神的損害として一定額の賠償を求めています。かかる請求については、上記のとおり広範にわたる本件事故当時における原告らの住居地や政府による避難指示の有無やその内容などの事情の相違を踏まえて、本件事故との相当因果関係の有無及び損害額について検討する必要があるというべきです。

2. 原子力損害に係る賠償請求に関しては、もっぱら原賠法が適用され、民法709条は適用されないこと

まず、原告らが本件訴訟で求めている精神的損害に係る損害賠償請求は、本件原発の原子炉の運転等により生じた原子力損害（原賠法2条2項）の賠償請求に当たるところ、このような「原子力損害」の賠償請求に関しては、もっぱら原賠法3条1項が適用され、民法709条の適用はないと解するのが相当です。

原賠法は、被害者保護という不法行為法の通常の立法目的に加えて、原子力事業の健全な発達を図ることをも併せて立法目的としており、これらの目的を達成するため、原子力損害について原子力事業者の無過失責任を定めるだけでなく（同法3条）、原子力事業者に原子力損害の賠償責任を集中して、原賠法3条に基づき損害賠償責任を負う原子力事業者以外の者が責任を負わないことを明記し（同4条1項、責任集中）、かかる規定の補完として、責任集中主体である原子力事業者が第三者に対して求償することができる場合を第三者に故意がある場合に限定し（求償制限）、他方で、責任集中主体である原子力事業者の賠償資力を確保するとの観点から原子力事業者に対して予め損害賠償措置（原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償補償契約）を講ずべき義務を課し（同6条、7条）、損害賠償措置額を超える賠償履行に対しては政府による援助という制度を設けています（同16条）。こうした制度は民法上の不法行為及び他の不法行為法の特則においても類例をみないものであり、原賠法3条は、「原賠法3条に基づき損害賠償責任を負う原子力事業者以外の者が責任を負わない」との規定を設けることにより、原子力損害の賠償責任の根拠規定を原賠法3条に限定し、一

般不法行為では認められる第三者への求償権の行使も第三者に故意がある場合に限定して、一般法理の適用を否定しています。もし仮にこのような原賠法に基づく責任とは別に、被害者がその選択により民法709条に基づく損害賠償を重疊的に請求することができるかと解するとすれば、原賠法に基づく責任集中の趣旨及び原子力事業の健全な発達のために整備されている求償権の行使制限等の原賠法の規定の趣旨が没却されることになり、相当でないことが明らかです。

このように原賠法は、原子力損害に関し「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」という目的達成のための損害賠償制度の完結した法体系として定められているものであり、原子力損害の賠償に関しては、責任原因の根拠規定として民法709条に基づく請求をすることはできない（法条競合）と解するのが相当であり、準備書面でも援用した過去の裁判例における判断も、同趣旨をいうものと解されます。

（以上につき、答弁書の29～30頁、被告東京電力準備書面（2）、同準備書面（9）の2～11頁参照）

3. 原賠法に基づく損害賠償請求について

（1）中間指針等に基づく賠償対応

本件事故による原賠法に基づく損害賠償請求については、本件事故後に、原賠法18条1項に基づき設置された原子力損害賠償紛争審査会（審査会）において、その法令上の所掌事務としての原子力損害の範囲の判定等に関する指針が定められており、中間指針及びその追補からなる指針（中間指針等）において、本件事故による政府等による避難指示等によって避難等を余儀なくされた避難等対象者、及び、一定の範囲の自主的避難等対象者の方々に対する精神的損害の賠償の考え方が指針として定められています。被告東京電力においても、公表された中間指針等に基づいて、原子力損害の賠償を実施しています。

約1年前である平成26年4月25日時点において、約16万人に上る避難等対象者である個人に対する被告東京電力による賠償件数は約51万2000

件（世帯単位での支払い延べ件数），約200万人に上る自主的避難等対象者である個人に対する賠償件数は約128万7000件（世帯単位での支払い延べ件数），法人・個人事業主等への賠償延べ件数は約21万8000件，合計約3兆7361億円の原子力損害賠償を実施しており（丙C1），その後1年が経過した本年4月24日時点では，賠償総額は合計4兆8785億円に上っています。

（2）審査会の設置及び審査会による指針の策定

原子力事故がいったん発生すると，それによる原子力損害は広範囲に及ぶことが予想され，また，原子力損害の賠償を巡る紛争が多数生ずることが予想されます。このため，審査会は，原賠法18条に基づき，原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定の指針」等を定めることが法令上の所掌事務とされており，これにより，原子力損害の賠償に関する紛争の公平かつ適正な解決を促進することが我が国の法令上予定されています。

本件事故の発生後においても，原賠法に基づいて，本件事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針を策定するために，第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員によって構成される審査会が設置され，公開の議事の下で累次にわたる審議を経て，平成23年8月5日にはいわゆる中間指針が定められ，その後も追補の形で順次賠償の指針が定められています。

これらの中間指針等の内容は，政府等による避難指示等の有無やその内容等に基づく被害の実情を踏まえ，過去の裁判例等も参考にしつつ，被害者保護の観点に十分配慮した賠償基準を定めるものとなっており，法令に根拠を有する指針であることから，裁判上の規範も念頭に置きつつ，早期に十分な賠償が実現できるように配慮されたものとなっています。

審査会の能見会長も，審議の過程で「損害賠償として説明できるかということが重要」と述べ（第24回審査会，丙A30の20頁），鎌田薫委員も，「指針は，損害賠償の一般法理に照らして説明できないことをそのときの勢いでやってしまったと事後的に評価されるのではやっばりまずい」，「政策的に損害

賠償の範囲を決めてしまったというふうと言われるのは、この指針全体の信頼性も揺るがすことになる」と述べており（第25回審査会、丙A31の36、37頁）、公開の場で審理がなされる審査会が、中立の立場で中間指針等の策定をしており、その内容については損害賠償の一般法理という法律の見地から適切に導かれるものでなければならないとの立場に立って中間指針等が策定されていることが窺われます。

（以上につき、被告東京電力準備書面（6）第2、同準備書面（11）の第4参照）

（3）政府による避難指示等の概要

次に、政府による避難指示等の概要及び変遷状況について、簡潔にご説明します（詳しくは被告東京電力準備書面（6）18頁～31頁参照）。

① 本件事故発生から平成23年4月21日までの避難指示等対象区域

政府は、本件事故が発生した平成23年3月11日に原子力災害対策本部を設置し、同月12日には、本件原発から半径20キロメートル圏内が避難指示の対象とされ（丙C3、丙C4）、同月15日には、本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内が屋内退避指示の対象区域として指定されました（丙C5）。

その後、政府は、同年4月21日、本件原発から半径20キロメートル圏内を警戒区域に設定し、当該区域への立入りを原則として禁止しました（丙C7）。

② 平成23年4月22日の指示内容

同月22日には、本件原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内の屋内退避の指示が解除され、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域が設定されました（丙C8）。

「計画的避難区域」とは、本件原発から半径20キロメートル以遠の周辺地域のうち、本件事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシー

ベルトに達するおそれのある区域であり、概ね1か月程度の間、同区域外に計画的に避難することが求められたものです。

また、「緊急時避難準備区域」とは、本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域から「計画的避難区域」を除いた区域のうち、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすること等が求められる区域ですが、この緊急時避難準備区域の指定は、平成23年9月30日をもって解除されています（丙C9）。

（以上の避難指示等対象区域の変遷については、本書面添付別紙1のとおりとなります。）

③ 平成25年8月8日時点における避難指示等対象区域

平成23年12月26日、政府の原子力災害対策本部より、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（丙C13）が公表されたことを踏まえて、その後、前述の警戒区域と計画的避難区域について、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域への避難指示区域の再編が行われています。平成25年8月8日時点における避難指示区域の見直しの状況は本書面添付別紙2のとおりです。

（以上につき、被告東京電力準備書面（6）の18～31頁参照）

（4）避難等対象者の精神的損害の賠償指針の相当性・合理性

中間指針は、このような政府の避難指示等に基づく避難等対象者の避難等に係る慰謝料について、①本件事故発生時（平成23年3月）から6か月間（第1期）は賠償額の目安を一人月額10万円（ただし、この間、避難所等における避難生活の期間については、一人月額12万円）とし、②第1期終了から6か月間（第2期）は賠償額の目安を一人月額5万円とし、③第2期終了から終期までの期間（第3期）は、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当であるとしています。

このような中間指針が定める避難等対象者の避難等に係る慰謝料月額指針については、その審議の経過に照らし、本件が負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつも負傷を伴う場合における自動車損害賠償責任保険等の基準を参考としていること、避難等に係る慰謝料額を定めるに当たっては、過去の裁判例も参考にして審議が行われており、その内容は、被害者保護の観点から十分に合理性・相当性を有するものといえることができます。

審査会における検討の参考に供されている過去の裁判例をまとめた資料（丙A15）によれば、例えば、身体的損害がない場合における擁壁の崩落や地滑り事故による家屋の損壊に起因する避難事案においては、避難期間が約8年の擁壁崩落事案（丙A15の「身体的損害なし」の3番）においては慰謝料額として300万円が認容されており、また、同じく避難期間が約7年7か月の地滑り事故事案（丙A15の「身体的損害なし」の4番）では、財物喪失による慰謝料として50万円、仮設プレハブ住宅に居住していた者には150万円の慰謝料が認容されている事例が紹介されていますが、審査会の定める指針においては、これらの事案の賠償額に比しても被害者保護の観点に立った慰謝料額が指針として示されているといえることができます。

なお、上記第2期については、中間指針は、避難等に係る慰謝料額を一人当たり月額5万円とする指針を示していますが、被告東京電力においては、第2期においても一人月額10万円の賠償を行っており、また、その後に策定された中間指針第二次追補においても、第3期については一人月額10万円を基準として指針として定めていますので、避難等対象者については、賠償終期まで減額されることなく、一人月額10万円の賠償を行うというのが基本的考え方になることができます。

また、避難等対象者のうち、帰還困難区域等の避難の長期化が見込まれる区域の住民の方々に対しては、中間指針第四次追補に基づいて、「避難が長期化する場合の精神的損害」の賠償の指針が示されており、被告東京電力においても、その対象者に対して、上記の月額10万円の避難等に係る慰謝料とは別個

に、一人当たり700万円の精神的損害の賠償金をお支払いしているところで
す。

(以上につき、被告東京電力準備書面(6)の第4参照)

(5) 自主的避難等対象者の精神的損害の賠償指針の相当性・合理性

また、審査会は、本件事故発生当時、政府等による避難指示等の対象とはさ
れていないものの、中間指針追補が定める一定の自主的避難等対象区域におい
て住居を有していた方々に対して、自主的避難等対象者の精神的損害の賠償基
準を定めています。

すなわち、審査会は、本件事故の状況が安定していない等の状況下で、本件
原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性等を総合的に勘案して中間指
針追補が定める自主的避難等対象区域における自主的避難等対象者について、
避難指示等により余儀なくされた避難とは異なることから、避難指示等の場合
と同じ扱いとすることは必ずしも公平かつ合理的ではないとした上で、賠償の
基準を定めています。

具体的には、本件事故発生当初の時期(概ね平成23年4月22日までを目
安とするとされています。丙A7の13頁参照)においては、自らの置かれて
いる状況についての十分な情報があるとはいえない中で、放射性物質の放出に
よる放射線被ばくへの恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、
その危険を回避しようと考えて避難を選択することもやむを得ない面があると
して、かかる「本件事故発生当初の時期」を対象として、滞在者・避難者の別
を問わず、一人当たり8万円の損害額を定めています。そして、かかる損害額
については、屋内退避区域(平成23年4月22日指定解除)に生活の本拠を
有している避難等対象者に対する感謝料が一人当たり10万円であることとの
均衡も踏まえ、賠償額としての合理性を有するものと考えられます。

また、妊婦及び子供に関しては、それ以外の者と比較して放射線への感受性
が高い可能性があることが一般に認識されており、放射線被ばくへの恐怖や不
安を抱くことについて一定の合理性が認められることから、中間指針追補にお

いて、賠償対象時期は本件事故発生から平成23年12月31日までとされ、かつその賠償額は40万円とされています。この点については、被告東京電力の賠償基準において、実際に自主的避難を行った妊婦及び子供に対し、この40万円にさらに20万円を上乗せして、一人当たり60万円の賠償を行っています。

このような指針が定められるに当たっては、審査会においては、騒音、振動、悪臭、煙害等の生活妨害を受けたことによる精神的損害の裁判例に関する資料を参考として検討が行われています。これらの裁判例のうち一括して賠償額を算定している事案（審査会資料：丙A28の番号11, 12, 14, 19）においては、賠償額は概ね5万円から20万円程度であり、月額賠償額を積み上げて算定している事案（同1から7, 10, 13, 15, 16, 18）では、月額3000円から月額1万8000円とされており、中間指針追補の定める賠償基準は、過去の裁判例の賠償事案を踏まえても、また、年間20ミリシーベルトという政府による避難指示基準を超えない地域における精神的損害の評価の問題として、後述の低線量被ばくの健康影響に関する科学的知見の状況を踏まえても、被害者保護の観点に立って相当かつ合理的なものとなっているものです。

（以上につき、被告東京電力準備書面（6）の第5参照）

（6）まとめ

本件事故による原告らの精神的損害の賠償に関しては、いかなる範囲の原告に「本件事故と相当因果関係を有する損害」が生じていると評価されるのか、という点が問題であり、この点について、中間指針等はその損害賠償の範囲に関する指針を示しているものと解されます。

また、相当因果関係を有する損害が発生している場合に、その賠償対象としての時間的範囲及びその損害額も問題となりますが、この点についても、中間指針等はその考え方を明らかにしています。

原告らが本件訴訟で主張している精神的損害の内容は、これら中間指針等が定めている精神的損害の賠償の内容と概ね重なり合っていると解されます（被告東京電力準備書面（11）参照）。したがって、本件訴訟における原告らの請求については、前述のとおり、中間指針等に基づく精神的損害の賠償額及びその損害賠償の範囲は十分な合理性・相当性を有するものであり、裁判上も十分に尊重されるべき内容のものとなっていることから、かかる賠償額を超える原告らの請求には理由がないというべきです。

4. 裁判外での精神的損害の慰謝料の賠償に基づく弁済の抗弁について

被告東京電力においては、中間指針等に基づいて、裁判外において、広く、精神的損害のみならず、本件事故によって支出を余儀なくされた避難費用、一時立入費用、帰宅費用、検査費用や避難生活に伴う生命・身体的損害、営業休止を余儀なくされたことによる営業損害、就労不能等に伴う損害、さらに風評被害等、管理・使用不能による財物価値の喪失又は減少等の数多くの損害項目について、賠償対応を行っています。

この点について、被告東京電力準備書面（14）において、平成26年11月7日時点における被告東京電力が各原告に対し個別に支払済みの賠償額の全体像を事情として示したうえで、そのうちの精神的損害の賠償額について弁済の抗弁を主張していますが、今後も、裁判外での請求があった場合には、追加的に賠償金をお支払いすることが考えられますので、最終的には、本件訴訟の判決の対象となる原告らについて、口頭弁論終結時点における弁済済みの慰謝料の賠償額を、あらかじめ時間的余裕をもって整理した上で主張することを予定しています。

（以上につき、被告東京電力準備書面（14）参照）

5. 放射線の健康影響に関する科学的知見について

原告らは、本件訴訟における精神的損害の賠償に関連する事情として、放射線の健康影響に関する科学的知見についての主張をしています。

この点については、まず、国際的にも合意された科学的知見によれば、低線量被ばくによる健康影響については、100ミリシーベルト以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされており、また、低線量の環境で長期間にわたって被ばくした場合には、短時間で被ばくした場合より健康影響は小さいと推定されています（丙B5の4頁）。

また、本件事故において政府による避難指示の基準とされている年間20ミリシーベルトの被ばくについては、このような100ミリシーベルトという水準を大幅に下回るものであり、我が国のがん研究の専門機関である国立がん研究センターがまとめた「わかりやすい放射線とがんのリスク」（2011年）（丙B7の6頁）によれば、年間20ミリシーベルトの被ばくによるがんのリスクの程度は肥満、運動不足、野菜不足等による客観的なリスクよりも低いとされています。

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ・喫煙、毎日3合以上飲酒 | 1.6倍 |
| ・2000ミリシーベルトの被ばく | 1.6倍 |
| ・毎日2合以上飲酒 | 1.4倍 |
| ・1000～2000ミリシーベルトの被ばく | 1.4倍 |
| ・やせすぎ | 1.29倍 |
| ・肥満 | 1.22倍 |
| ・運動不足 | 1.15倍～1.19倍 |
| ・200～500ミリシーベルトの被ばく | 1.16倍 |
| ・塩分の取りすぎ | 1.11倍～1.15倍 |
| ・100～200ミリシーベルトの被ばく | 1.08倍 |
| ・野菜不足 | 1.06倍 |
| ・受動喫煙 | 1.02～1.03倍 |

本件事故に係る政府による避難指示は、このような「年間20ミリシーベルト」という基準に基づいて行われていることに留意する必要があります。

そして、低線量被ばくによる健康影響に関する科学的な知見については、本件事故後においても広く新聞報道、政府機関、専門機関等からの情報の発信がなされています（被告東京電力準備書面（４）の第６参照）。

すなわち、平成２３年３月の本件事故以降において、福島県内の地元の新聞においても、放射線の健康への影響に関連する多数の報道がなされており、科学的知見の紹介、科学的知見に基づく冷静な対応の呼びかけ及び被ばく線量の実情や専門家の見解等が繰り返し報道されていますし（甲Ｂ５２の３，同６，同７，同１０，同１１，同１２，同１４，同１６，丙Ｂ２４の１ないし丙Ｂ２４の３０），経済産業省は、平成２３年３月２３日、原子力安全委員会による「避難・屋内退避区域外にお住いの皆様へのＱ＆Ａ」（丙Ｂ１８）を公表し、冷静な対応を呼びかけています。

また、福島県知事も平成２３年３月２２日及び同年４月１日に、県民に対して落ち着いて行動していただきたいとのメッセージをホームページ上に掲載しているところです（丙Ｂ２１の１，丙Ｂ２１の２）。

このように、本件事故発生直後より、福島県内の住民の方々が放射線の健康影響に関する科学的知見を知ることができる多数の報道や情報提供等がなされています。

（以上につき、被告東京電力準備書面（４）参照）

したがって、本件事故による精神的損害の基礎にあると原告らが主張する、避難指示等対象区域外の滞在者における低線量被ばくに対する不安については、上記のとおり国際的にも専門機関によって確認されており、本件事故後にも一般に情報提供がなされている科学的知見を基礎として検討される必要があり、また、この点については、中間指針追補が、自主的避難等対象区域に住居を有していた方々について、本件事故発生直後の時期について、放射線被ばくへの恐怖や不安、これに伴う行動の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛についての賠償額を指針として定めており、かかる

範囲において、賠償の対象とされているものです。（被告東京電力準備書面（1）参照）

6. 過失論について

（1）過失論の本件訴訟における位置づけ

前述のとおり、本件訴訟における原告らの損害賠償請求についてはもっぱら原賠法が適用されることから、被告東京電力との関係においては、民法709条に基づく過失の有無は問題とならないものですが、精神的損害の増額事由として被告東京電力の過失が問題となり得るとの指摘があることも踏まえて、この点に係る主張を念のために明らかにしているところです。

（2）過失論に関する被告東京電力の基本的主張

本件訴訟における予見可能性の対象は、原告らが「本件事故による損害」を主張している以上、あくまでも、原告らが損害の発生原因であると主張する「実際に生じた本件事故の事実経過の基本的部分」を予見できたかどうか、という点について判断されるべきです。

これに対して、原告らは、本件事故の実際の経過から離れて、本件事故をもたらした本件津波（最大でO. P. 約+15.5メートルの浸水高）あるいはそれと同程度の津波の発生の予見ではなく、本件原発の全交流電源喪失をもたらし得る程度の津波発生の予見可能性があれば足りると主張し、「約10メートル超の浸水高の津波」が予見できれば、本件事故発生の予見可能性は基礎付けられると主張しています。しかし、原告らは、かかる「約10メートル超の浸水高の津波」によって本件事故に至ることについて何ら具体的な主張・立証をしていません。

したがって、予見可能性の対象としては、浸水範囲や浸水時間等を含めて本件津波（最大津波高：O. P. +15.5メートル）と実質的に同規模の津波を考えることが相当であります。本件事故以前の最新の知見をもってしても、

そのような規模の津波の発生を科学的・合理的に予見することはできなかったものです。

このことは、本件事故に至るまで日本海溝沿いの全領域において少なくともマグニチュード9クラスの地震が発生するとは考えられていなかったこと（甲B1の2・政府事故調最終報告書303頁）、原告らが重要視する「長期評価」を発表した地震本部や中央防災会議のような政府の専門機関においてすら、本件地震の発生を一様に想定外であったと評価していること（乙B13・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価、丙B47・東北地方太平洋沖地震－東日本大震災－の特徴と課題12頁、丙B48・東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告3頁等。）からも明らかです。（被告東京電力準備書面（7）の40～42頁参照）

被告東京電力においては、本件事故以前において、我が国において定着し、国際的にも評価をされていた土木学会の「津波評価技術」に基づいて津波想定を行い、本件原発の設計を行っていました。また、その後の科学的知見についても評価・検討し、必要な見直しを行うとともに検討を行っていたものですが、わが国の未曾有の天災地変であった本件地震については、地震に関する専門機関においても想定外のものであり、かかる地震に起因する大規模津波の発生をあらかじめ予見することはできなかったものです（以上については、被告東京電力準備書面（7）、同準備書面（10）において詳細に主張しています。）。

したがって、本件事故に関する過失に関する原告らの主張にも理由がありません。

7. 原状回復請求について

本件訴訟において、原告らは、被告東京電力に対し、人格権又は不法行為に基づく原状回復請求権に基づく請求として、原告らの『平成23年3月11日における居住地』欄記載の居住地において、空間線量率を1時間あたり0.04マイクロシーベルト以下とすることを求めています。

しかしながら、かかる請求においては、作為の対象となる土地の範囲、同土地
上の建物等及び周辺土地建物等の範囲、これらの権利者及びその同意の内容、除
染措置の具体的な内容等が特定されていないことなどから、判決に基づく強制執
行をすることができないものであり、かかる請求は不適法です。

(以上につき、被告東京電力準備書面(5)参照)

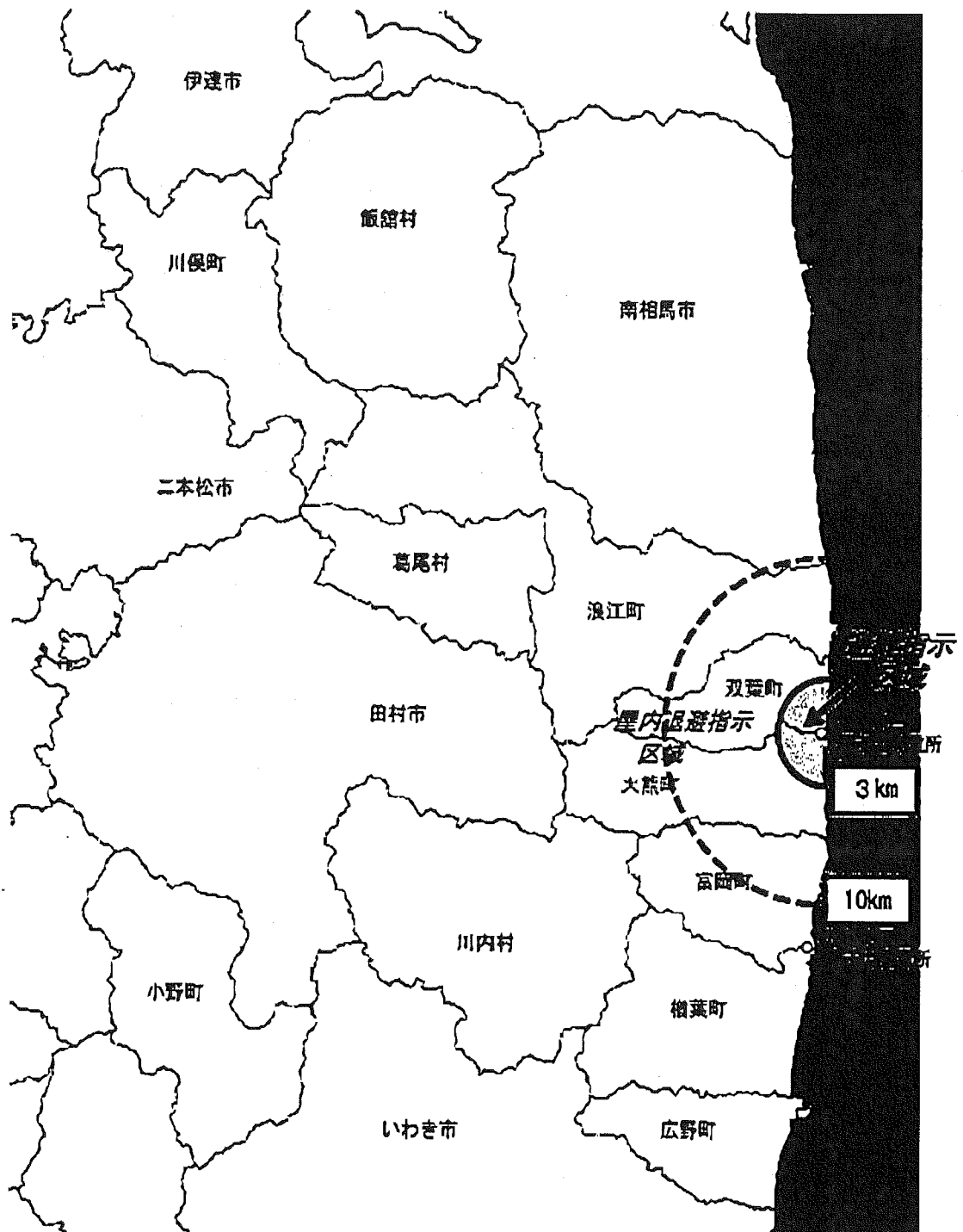
8. 今後の進行等について

本件訴訟におけるこれまでの主たる論点に関する主張の概要は概ね以上のと
おりです。

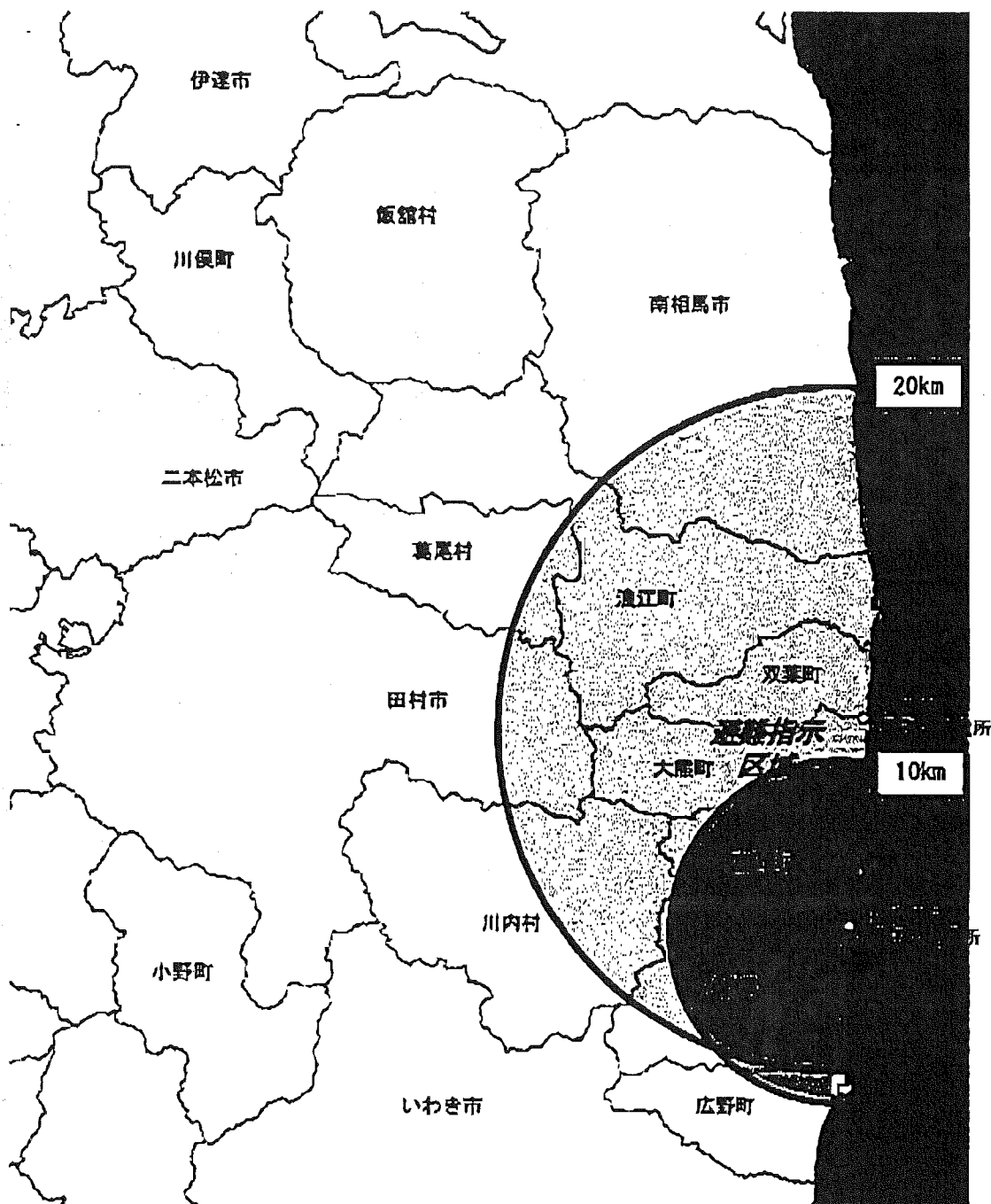
本件訴訟の審理の進行については、現在専門家証人の尋問が実施されていると
ころであり、今後原告本人尋問の実施も検討されている状況にあると認識してお
りますが、現時点においても過失論及び損害論について必ずしも十分な争点の整
理が行われるには至っていないものと認識しており、これらの争点については、
今後とも引き続き十分な主張・立証のための時間をいただきたいと考えておりま
す。

以 上

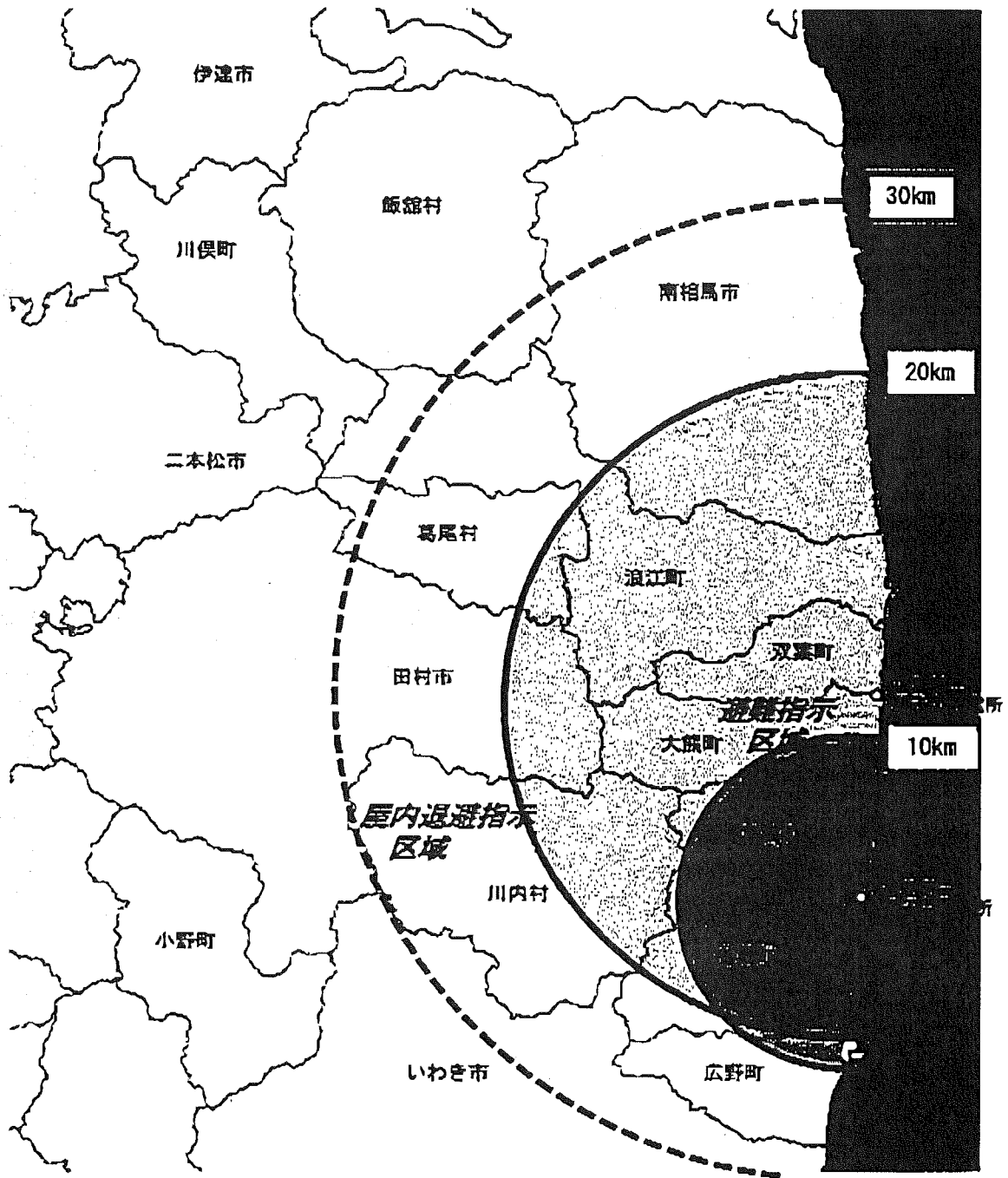
○平成23年3月11日 福島第一原発の半径3km 圏内に避難指示
福島第一原発の半径3km から10km 圏内に屋内退避指示



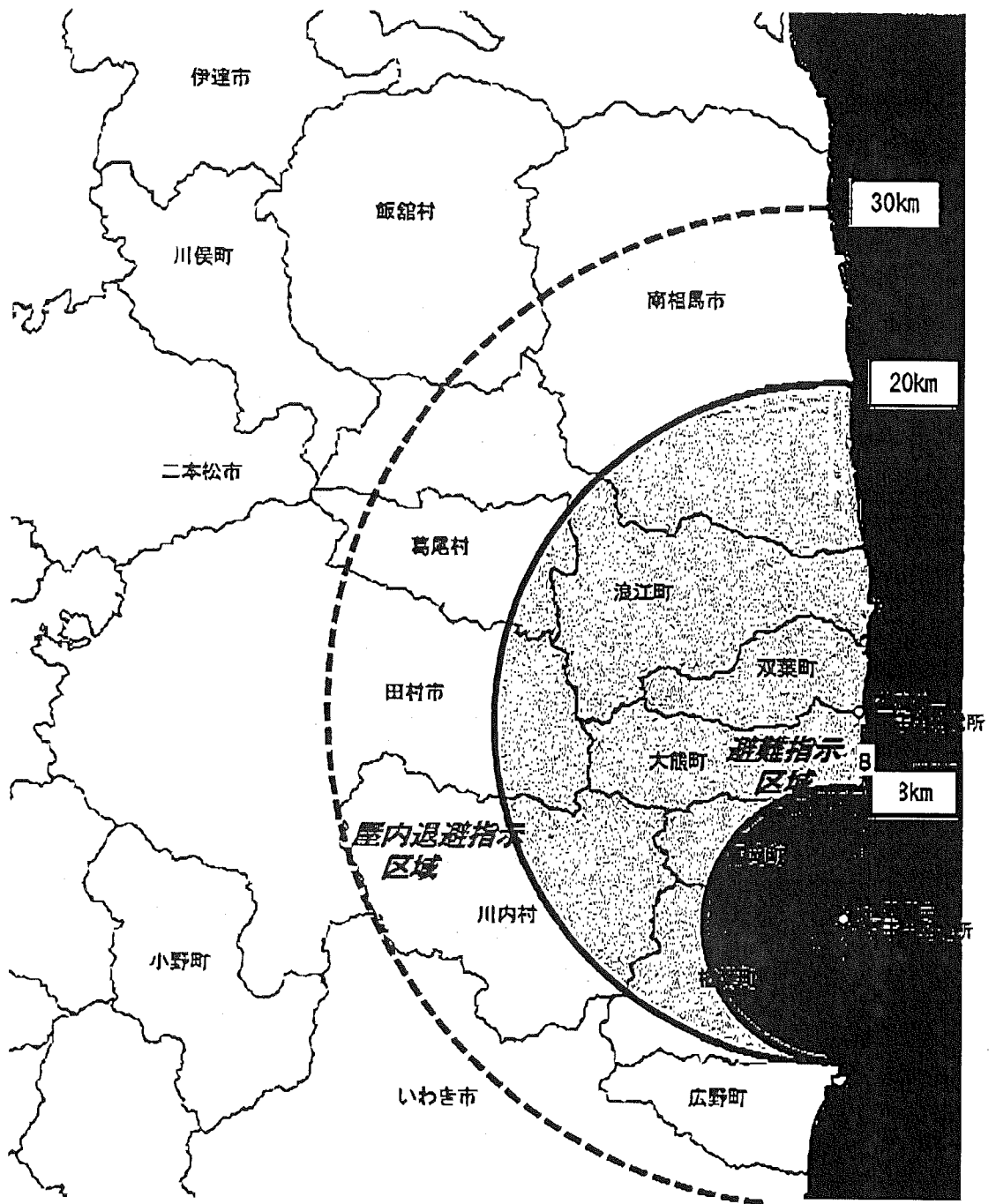
○平成23年3月12日 福島第一原発の半径20km 圏内に避難指示
福島第二原発の半径10km 圏内に避難指示



○平成23年3月15日 福島第一原発の半径20kmから30km圏内に屋内退避指示

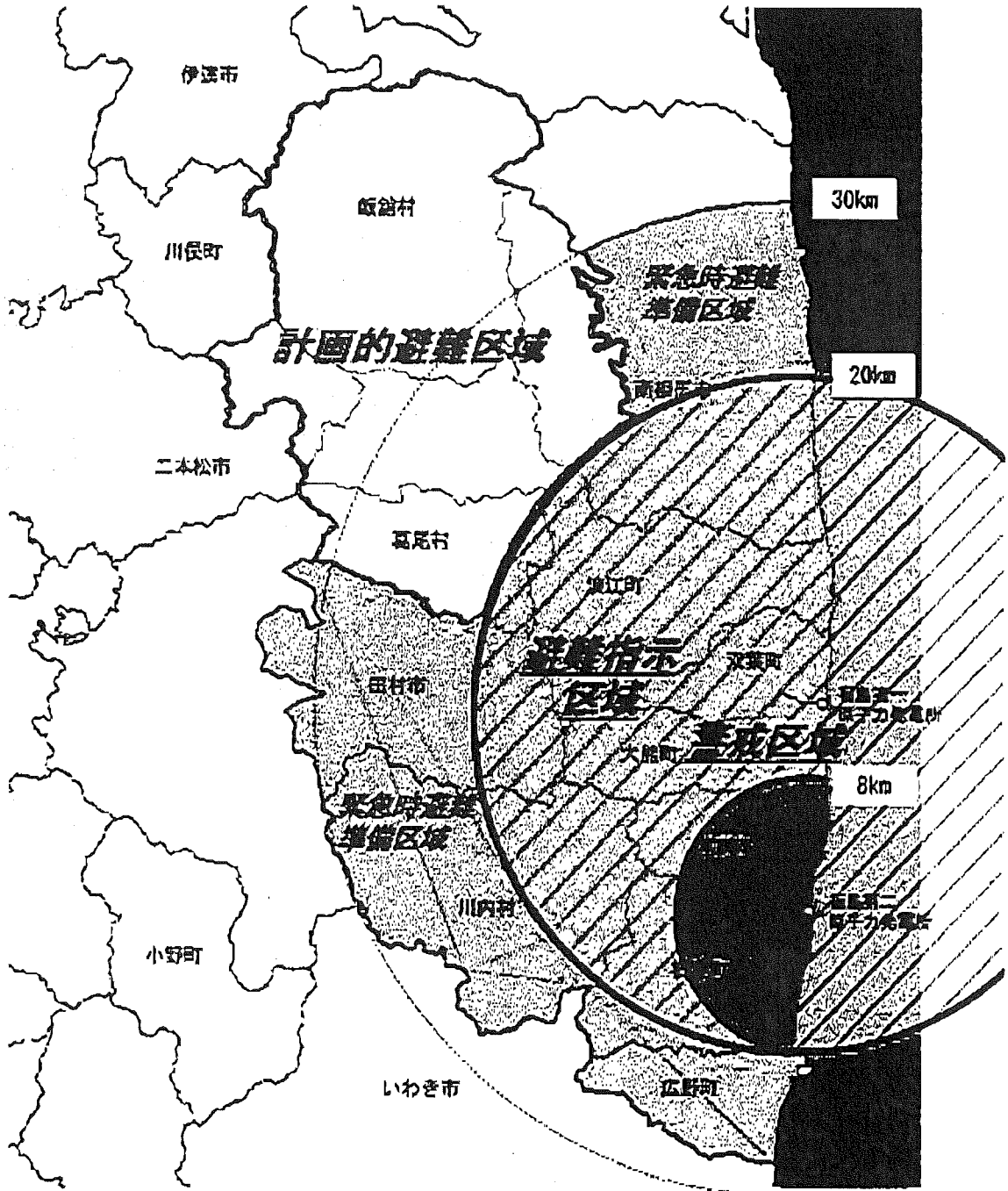


○平成23年4月21日 福島第二原発に係る避難指示の対象区域について、
半径10km圏内から半径8km圏内へ変更



○平成23年4月22日現在の区域設定をまとめると下記のとおりとなる。

(半径20km圏内は、警戒区域と避難指示区域が重複して設定されている。)



避難指示区域の概念図

平成25年8月8日時点

